

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.79

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ アフリカのアーティスト、ミュージシャン、俳優の著作権が海賊版によって侵害される過程を公衆に啓発
- ・ WIPO がアフリカにおける著作権環境の変革を決議
- ・ 南部アフリカ開発共同体（SADC）の ARV 関連企業が知的財産権に関する研修に参加
- ・ アフリカ貿易を検討中の企業の将来は知的財産管理により決定
- ・ 模倣品問題に関する専門家会議がナイジェリアで開催
- ・ Titilayo Adebola 博士の論文「アフリカの複雑な制度をマッピングする：AfCFTA の知的財産議定書はアフリカ主導で」を解説
- ・ 模倣品取締と知的財産、およびそれらが経済と環境に与える影響に関する国際セミナー

ARIPO

- ・ ARIPO の広域知的財産権制度に関する広報関係者向け研修
- ・ 第 46 回 ARIPO 管理理事会

OAPI

- ・ 発明とイノベーションへの資金提供を拡充する基金が間もなく設立
- ・ 育成者と生産者の付加価値に関する一考察

ボツワナ

- ・ 国家知的財産ポリシー

ガーナ

- ・ CSIR が知的財産ポリシーを発表

ナミビア

- ・ ナミビアの新著作権法は従来よりも手厚い保護を提供…新著作権法案は現行の知的財産法の不備を補う

ナイジェリア

- ・ 国際商標協会（INTA）その他の国際的な知財団体が、ナイジェリアの商標審査官向けの研修を支援

南アフリカ

- ・ 特許庁長官が特許侵害の申立の要件を明示
- ・ 企業のアイデアを盗用から守るツール
- ・ 著作権法案：フェアユースは南アの法に根拠を持たない異質な制度であり、南アの法体系に属していない

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ アフリカの医薬品発明の保護と利用の現状に関する OAPI 加盟国地域カンファレンス
- ・ メディア企業は知的財産権に関する啓発活動の推進を求められる
- ・ 若者の潜在能力を工業化に活かすため、アフリカは大胆な行動を必要としている – ONE キャンペーン

OAPI

- ・ 2022 年 10 月 27 日付通達
- ・ OAPI 加盟国におけるアフリカの医薬品発明の保護と利用に関する地域カンファレンスを OAPI-AFRIPi が開催

南アフリカ

- ・ 判例：Hendler and Hart (Pty) Limited v BV Cookware (Pty) Ltd (4735/2021) [2022] ZAFSHC 279 (17 October 2022)
- ・ 判例：Golden Fried Chicken (Pty) Ltd v Vlachos and Another (497/2021) [2022] ZASCA 150 (3 November 2022)

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・アフリカのアーティスト、ミュージシャン、俳優の著作権が海賊版によって侵害される過程を公衆に啓発¹

南アフリカ著作権連盟（Copyright Alliance of South Africa）の議長を務める Chola Makgamathe 女史は、ある新聞記事の中でいくつかの主張を行っている。

- 著作権侵害は音楽、文学およびソフトウェアに深刻な悪影響を及ぼしている。
- 著作権侵害には被害者が存在しないというのは嘘である。明らかな被害者は創作者たちだが、より大局的に見れば、著作権侵害は消費者や投資家の信頼を低下させるだけでなく、税収の低下にもつながる。
- 著作権侵害との闘いにおいて鍵を握るのは教育である。例えばケニアでは、ケニア著作権委員会（Kenya Copyright Board）が知財教育に熱心に取り組んでいる。
- 人々が法を理解しない限り法は機能しない。それゆえ当局者たちは、著作権法を明瞭なものにするよう心掛ける必要がある。

・WIPO がアフリカにおける著作権環境の変革を決議²

ARIPO 加盟国およびオブザーバー国のための第 4 回年次著作権シンポジウム（Annual Copyright Symposium）が、2022 年 10 月 19 日から 21 日にかけてハラレ（ジンバブエ）で開催された。今回のシンポジウムのテーマは「アフリカにおける著作権および著作隣接権の環境を整備する」で、ARIPO 加盟国およびオブザーバー国の代表団が参加した。

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization ; WIPO）の Sylvie Forbin 事務局次長は、アフリカにおいて著作権および著作隣接権を実質的に発展させる必要があると述べた上で、WIPO は著作権当局や著作権集中管理団体を通じて発展のためのプログラムを支援する用意があると語った。

¹ <https://mg.co.za/opinion/2022-10-24-educate-people-about-how-piracy-robs-africas-artists-musicians-and-actors/>

² <https://www.voicegambia.com/2022/10/26/wipo-resolves-to-change-copyright-landscape-in-africa/>

・南部アフリカ開発共同体（SADC）のARV関連企業が知的財産権に関する研修に参加³

南部アフリカ開発共同体（SADC）においてエイズ治療薬（ARV）の製造に従事している企業 12 社の代表が、知的財産権に関する広域的な研修ワークショップに参加した。

このイベントは、SADC と ARIPO が「工業化・生産性促進部門プログラム」（SIPS プログラム）の支援と EU の資金提供を受けて開催したものである。今回のワークショップには、ボツワナ、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエといった国々の代表が参加している。

・アフリカ貿易を検討中の企業の将来は知的財産管理により決定⁴

知的財産権全般、もっと詳しく言えばアフリカにおける知的財産権の重要性について、以下のような興味深い指摘を行っている論文がある。

- EU はアフリカにとって最も重要な通商パートナーである。
- 2021 年で見ると、アフリカに最も多くの商品を輸出していた国は、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、オランダ、ベルギーである。
- 3 兆ドル相当の取引機会が見込まれるアフリカの 54 の国に商品を輸出しようと目論んでいる EU 企業にとって、アフリカ大陸自由貿易圏（African Continental Free Trade Area ; AfCFTA）は大きな魅力を持っている。
- EU は、アフリカの知的財産に関して中小企業を支援する専用のヘルプデスク「Africa IP SME Helpdesk」を設けており、専門家のスタッフが知的財産関連の問題に関して無料で助言を与えたり、研修を実施したりしている。このサービスは EU 知的財産庁（EUIPO）の監督の下で 2021 年に発足したもので、「アフリカの知的財産権とイノベーションに関するプロジェクト」（AfrIPI）の一部をなしている。

・模倣品問題に関する専門家会議がナイジェリアで開催⁵

経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development）の調査により、アフリカ諸国が模倣品（医薬品、食品、飲料など）の供給先として狙いをつけられていることが判明した。

³ <https://www.chronicle.co.zw/sadc-arvs-value-chain-companies-receive-intellectual-property-rights-training/>

⁴ <https://www.euractiv.com/section/politics/opinion/intellectual-property-management-will-decide-the-future-of-companies-looking-into-african-trade/>

⁵ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/news/experts-meet-nigeria-tackle-counterfeiting-issues>

AfrIPI の発案により 2022 年 11 月 1~2 日にナイジェリアで開催された会議では、模倣品や知的財産侵害の社会経済的影響が議論の中心となり、フィルム、医薬品、アルコール飲料、農産物といった製品分野が特に強調された。この会議の出席者の中で特筆すべきは、ナイジェリアに派遣された EU の代表団、WIPO、国際刑事警察機構（インターポール）などである。

・ **Titilayo Adebola 博士の論文「アフリカの複雑な制度をマッピングする：AfCFTA の知的財産議定書はアフリカ主導で」を解説⁶**

Titilayo Adebola 博士が発表した論文は、アフリカの知的財産の枠組みを概説し、近く発表されるアフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) の知的財産議定書を作成するに当たって考慮すべき懸案事項について論じている。

AfCFTA の知財議定書においては、伝統的知識、フォークロアおよび遺伝資源が強調されることになるだろうと Adebola 博士は示唆している。伝統的知識、フォークロアおよび遺伝資源は、「多国籍貿易に関する既存の法律文書の中で十分に扱われていない知財のカテゴリーであり、アフリカが『戦略的優位性』を有する分野である」。TRIPS 協定は「旧来の欧米スタイルの知的財産をめぐって構築されたものである」と同博士は述べている。

・ **模倣品取締と知的財産、およびそれらが経済と環境に与える影響に関する国際セミナー⁷**

2022 年 11 月 28 日から同月 30 日にかけて、アルジェリア政府は AfrIPI とともに、首都アルジェでセミナーを開催した。このセミナーは、知的財産と模倣品取締、およびそれらが経済と環境に与える影響に関するものであった。今回のセミナーは、地中海連合 (Mediterranean Union) の「知財アクションプラン戦略」 (IP Action Plan Strategy) の一環として開催されている。

ARIPO

・ **ARIPO の広域知的財産権制度に関する広報関係者向け研修⁸**

ARIPO は 2022 年 11 月 8 日から同月 10 日にかけて、特に知的財産権を主題とした広報関係者向けの研修講座をハラレ (ジンバブエ) で実施した。この研修はジャーナリストや政府の広報責任者を特に対象としたもので、これら広報関係者が知的財産や ARIPO 関連の事項をよりの確に報道・伝達できるようにすることを目的としている。

・ **第 46 回 ARIPO 管理理事会⁹**

⁶ <https://www.afronomicslaw.org/index.php/category/analysis/commentary-titilayo-adebolas-mapping-africas-complex-regimes-towards-african>

⁷ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/international-seminar-anti-counterfeiting-and-intellectual-property-and-their>

⁸ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/communications-training-aripo-regional-intellectual-property-rights-system>

⁹ <http://www.liberianobserver.com/liberia-aripo-bemoans-low-ratification-ip-protocols>

2022年11月21日、モザンビークの首都マプトにおいて、アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organisation; ARIPO）の第46回管理理事会（Administrative Council）が開催された。出席者の顔触れには、ARIPO 長官の Bemanya Twebaze 氏、ARIPO の加盟国 22 か国の知財庁長官、最高経営責任者および登録機関の長官の他にも、世界中から参加した各界の利害関係者が含まれていた。

主賓としては WIPO の Daren Tang 事務局長が迎えられた。もう一人の大物ゲストは、アフリカ知的財産機関（African Intellectual Property Organization ; OAPI）の長官を務める Denis Bohoussou 氏である。同氏は、OAPI と ARIPO の間で各自の登録制度を調和させるための努力が継続されていることに対し、歓迎の意を示した。

Twebaze 長官は自らの演説の中で、今回の会合のホスト国となったモザンビークの Filipe Nyusi 大統領に対する感謝を表明し、モザンビークが知的財産に真摯に取り組んでおり、特に社会経済的發展に関わる知財の役割を重視していると述べた。

これに続けて、Twebaze 長官は次のような主張を展開した。

- ARIPO に提出される知的財産出願の件数は過去 1 年間に 26% の伸びを見せている。
- ARIPO の議定書の一部——バンジュール議定書（商標）、スワコブメント議定書（伝統的知識）、アルーシャ議定書（植物品種）——の批准と国内法化があまり進んでいないという事実があり、目下の懸案となっている。ただし ARIPO は、ガーナとタンザニアから、両国が将来的にアルーシャ議定書を批准する旨の保証を受け取っている。
- 新たに採択された「著作権および著作隣接権の任意登録に関するカンパラ議定書」（Kampala Protocol on Voluntary Registration of Copyright and Related Rights）の施行規則案はすでに出発上がっている。
- 欧州特許庁（European Patent Office ; EPO）の構想——ARIPO 加盟国の特許審査および特許付与の能力を世界標準に引き上げるため、「広域特許審査研修プログラム」（Regional Patent Examination Training Programme ; ARPET）が策定された。

OAPI

・発明とイノベーションへの資金提供を拡充する基金が間もなく設立¹⁰

Denis Bohoussou 長官率いるアフリカ知的財産機関（OAPI）の代表団は、2022年11月6日から同月9日にかけて、ケニアのナイロビに所在するアフリカ保証基金（African Guarantee Fund ; AGF）を訪問した。

¹⁰ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/746-oapi-bient%C3%B4t-un-fonds-pour-mieux-financer-l%E2%80%99innovation-et-l%E2%80%99innovation>

AGF は、発明およびイノベーションに資金を提供する機構の設立に関わるベンチャーにおいて、OAPI の提携相手となっている。この機構が設立され、基金の運用が開始された場合、OAPI は「開発機関」(development agency) として活動していくことになりそうだ。この件については、2022 年 12 月 8 日にカメルーンで行われる OAPI 理事会によってさらに審議されることになっている。

・育成者と生産者の付加価値に関する一考察¹¹

LinkedIn に最近投稿された記事によれば、OAPI は植物品種に絡んだ模倣の問題を重視しているという。この記事は、植物品種の模倣によって生じる経済的帰結は重大なものとなりうると警告している。

この記事には、以前 2022 年 11 月 9 日付で OAPI が投稿した記事に言及した箇所がある。ここで言及されているのは植物品種保護のメリットについて述べた記事である。その過去記事では以下のような点が指摘されている。

- 高性能の品種の開発を目指す育成計画は長期的なものとなり、費用もかさむ。
- 法的保護がなければ、こうして開発された新品種を第三者が利用することができない。
- ゆえに、登録を通じた法的保護が必要となる。この保護は、OAPI 加盟国の裁判所によって執行することができる。

ボツワナ

・国家知的財産ポリシー¹²

2022 年 11 月 15 日、ARIPO の Bemanye Twebaze 長官は、このたび国家知的財産ポリシー(National Intellectual Property Policy) を発表したボツワナに対し祝意を表した。自国の知財ポリシー文書を公表したことは、「強い経済を構成する多くの基本的要素、特に食の安全・公衆衛生・水の浄化といった課題を解決することによって生活を豊かにすることが知的財産の主たる目的であることを(ボツワナが) 理解し、評価している」ことを示している、と述べた上で、「国家的な政策や戦略に知財を統合することにより、ボツワナの社会経済的発展に計り知れない恩恵がもたらされるだろう」と語った。

¹¹ https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_obtentionvaezgaeztale-activity-6996127636024418304-gfvS?utm_source=share&utm_medium=member_desktop

¹² https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_intellectualproperty-activity-6998314141962670080-YepN/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

ガーナ

・CSIR が知的財産ポリシーを発表¹³

ガーナでは、科学産業研究評議会（Council for Scientific and Industrial Research ; CSIR）が知的財産ポリシーを発表した。この文書は世界知的所有権機関（WIPO）の助力を得て、イノベーターとCSIRの双方の利益のために作成されたものである。

ナミビア

・ナミビアの新著作権法は従来よりも手厚い保護を提供…新著作権法案は現行の知的財産法の不備を補う¹⁴

知的財産について幅広く論じた記事がナミビアの日刊紙「New Era」に掲載された。この記事は、以下のような一般的な論点を扱っている。

- 知的財産権の強さと経済成長の間には正の相関関係があること。
- ナミビアでは商標の重要性に関する理解が深まっており、アフリカが模倣品の市場として世界最速の成長を見せているという事実も理解されている。
- ナミビアは知的財産に関する多くの条約に署名しており、ARIPOにも加入している。

通商産業省と協力関係にあるナミビアの企業知的財産機関（Business and Intellectual Property Authority ; BIPA）が、現在ナミビアの著作権・著作隣接権法（1994年）の見直しと改正に取り組んでいるという事実も、上記の記事に記載されている。この見直しと改正の背景には、著作権法はクリエイティブ産業のニーズにもっと対応し、より手厚い保護を提供しなければならないという考え方がある。改正法案はすでに公開されている。

ナイジェリア

・国際商標協会（INTA）その他の国際的な知財団体が、ナイジェリアの商標審査官向けの研修を支援¹⁵

国際商標協会（International Trademark Association ; INTA）の国際諮問委員会アフリカ分科会（Global Advisory Council Africa）で共同議長を務める Busola Bakinso 氏は、同委員会を代表してアブジャ（ナイジェリア）の国連ハウス（United Nations House）で開催された商標審査官の研修に出席した。他にも、世界知的所有権機関（WIPO）、米国特許商標庁（USPTO）、いくつかの国の知財庁等の機関の代表も、今回の研修に参画している。

¹³ <https://www.businessghana.com/site/news/business/274356/CSIR-launches-intellectual-property-policy>

¹⁴ <https://neweralive.na/posts/namibias-new-copyright-law-to-offer-more-protection>

¹⁵ https://www.linkedin.com/posts/busola-bakinson-commercial-ip-specialist_ipspecialist-iplaw-oalp-activity-6988843866309210112-J5wz/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

南アフリカ

・特許庁長官が特許侵害の申立の要件を明示¹⁶

最近の侵害訴訟において、特許庁長官が過去の判例をまとめた実用的な要約を提出した。この要約は、南アフリカの特許侵害訴訟において立証する必要がある事項を示したものである。要約の中で引用されている判例は *Hans Sasserath GMBH & CO. KG and Halograph (Pty) Ltd v Advanced Valves CC ZACCP 2(5 September 2022)* で、判決文は以下のサイトから入手することができる：
<http://www.saflii.org.za/za/cases/ZACCP/2022/2.html>

・企業のアイデアを盗用から守るツール¹⁷

自社の知的財産を保護していない小規模企業が多い。そのため、「イノベーション・ハブ」(The Innovation Hub) と呼ばれる組織が支援を求めて WIPO にアプローチすることとなった。WIPO からの支援は一種の自己評価ツールの形で提供された。このツールは、企業経営者が自社の業務で使用されている知的財産を特定し、それら知的財産の管理方法を理解することを可能にする。このツールを利用できるのは、「イノベーション・ハブ」と提携関係にある団体および企業のみとなる。

・著作権法案：フェアユースは南アの法に根拠を持たない異質な制度であり、南アの法体系に属していない¹⁸

南アフリカは、新たな著作権法によりフェアユース(公正利用)に関する規定(著作権者の排他的権利について例外規定を定めた規定)を導入しようとしており、フェアディーリング(公正取引)に関する現行法の規定は新たな規定に差し替えられることになる。こうした事情があることがニュース記事で取り上げられた。記事の著者である Owen Dean 氏は著作権法の教授であり、フェアユース導入の流れに強く反発している。

フェアディーリングに関する規定は長年にわたって南アフリカで(実際には世界のほとんどの地域で)うまく機能してきたし、何がフェアディーリングに相当するかをある程度確実に予測できるという利点がある、と Dean 教授は主張する。これに対しフェアユースという概念を採用している国は(米国を含めて)6か国のみであり、いかなる行為がフェアユースに相当するかを確実に予測することはほぼ不可能である。裁判官が訴訟の場で新たな例外規定を認めることができるからだ。

フェアユースの規定を盛り込んだ新法は、南アフリカ立法府の下院においてすでに採択されているが、今後は上院により採択される必要がある。

¹⁶ <http://www.saflii.org.za/za/cases/ZACCP/2022/2.html>

¹⁷ <https://www.iol.co.za/business-report/entrepreneurs/tool-to-prevent-business-ideas-from-being-stolen-a5f14123-fec0-4416-ad03-10515346e4d0>

¹⁸ <https://www.dailymaverick.co.za/article/2022-11-08-copyright-bill-fair-use-is-an-alien-system-with-no-roots-in-our-law-and-does-not-belong-in-it/>

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ アフリカの医薬品発明の保護と利用の現状に関する OAPI 加盟国地域カンファレンス
<https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/regional-conference-oapi-ms-status-protection-and-use-african-medicinal>

- ・ メディア企業は知的財産権に関する啓発活動の推進を求められる
<https://www.newvision.co.ug/category/news/media-houses-asked-to-escalate-awareness-on-i-147167/media-houses-asked-to-escalate-awareness-on-i-147167>

- ・ 若者の潜在能力を工業化に活かすため、アフリカは大胆な行動を必要としている – ONE
キャンペーン
<https://businessday.ng/news/article/africa-needs-bold-actions-to-tap-youth-potential-for-industrialization-one-campaign/>

OAPI

- ・ 2022 年 10 月 27 日付通達
http://www.oapi.int/Ressources/notes_circulaires/2022/01112022/note_circulaire.jpg

- ・ OAPI 加盟国におけるアフリカの医薬品発明の保護と利用に関する地域カンファレンスを
OAPI-AFRIPi が開催
<http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/745-oapi-afripi-la-conf%C3%A9rence-r%C3%A9gionale-sur-la-protection-et-l%E2%80%99utilisation-des-inventions-m%C3%A9dicinales-africaines-dans-les-etats-membres-de-l%E2%80%99oapi>

南アフリカ

- ・ 判例：Hendler and Hart (Pty) Limited v BV Cookware (Pty) Ltd (4735/2021) [2022]
ZAFSHC 279 (17 October 2022)
<https://www.saflii.org/za/cases/ZAFSHC/2022/279.html>

- ・ 判例：Golden Fried Chicken (Pty) Ltd v Vlachos and Another (497/2021) [2022] ZASCA
150 (3 November 2022)
<http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2022/150.html>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 79

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。